

湖北広域行政事務センター

# 新一般廃棄物処理施設整備運営事業

## 契約の形態(事業スキーム)②

■ 契約関係 本事業を実施するために、下記契約を締結します。

<p><b>基本協定</b></p> 	<p>事業実施に関し、優先交渉権者として決定されたことを確認し、センター及び当該事業の実施義務について必要な事項を定めるセンターと構成企業との間で結ばれる協定です。優先交渉権者である構成企業が事業者となる株式会社を設立すべきことや事業実施の準備行為に関する取扱い等について規定します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>センター ↔ 優先交渉権者</p> </div>
<p><b>事業契約</b></p> 	<p>事業者は選定事業にかかる施設の設計、建設工事、維持・管理及び運営の業務並びに資金調達を行うことによりセンターの要求する水準の公共サービスをセンターに対し提供する義務を負い、センターは事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うことなどを規定するセンターとSPCとの間で結ばれる契約です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>センター ↔ SPC</p> </div>
<p><b>事業関連契約</b> (業務委託契約・業務請負契約)</p> 	<p>SPCが事業契約に従い施設の設計、建設、維持・管理及び運営の業務を実施し、公共サービスを提供するため、これら業務を第三者たる構成企業又は受託・請負企業に委託し、又は請け負わせる、SPCと構成企業又は受託・請負企業との間で結ばれる契約です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>SPC ↔ 設計・建設企業等</p> </div>
<p><b>融資契約</b></p> 	<p>融資金融機関等がSPCに対して融資するにあたり、融資金融機関等とSPCとの間で締結される契約です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>金融機関 ↔ SPC</p> </div>
<p><b>直接協定</b></p> 	<p>SPCによる事業の実施が困難となった場合に、センターによる事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入を可能とするための必要事項を規定したセンターと融資金融機関等との間で直接結ぶ協定です。センターは、SPCの財務状況を監視するにあたって、金融機関がより専門的に監視する仕組みが構築でき、リスク管理の効率化が図れるというメリットがあります。</p> <div style="text-align: center;">  <p>センター ↔ 金融機関</p> </div>